第三十七条第一項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加え、同条第二項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

第三十八条第一項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加える。

第四十一条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第三項」を「第四項」に改める。

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正）

第四十一条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

第七章　国土交通省関係

（公有水面埋立法の一部改正）

第四十二条　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ）」を加える。

第五十一条各号列記以外の部分中「処理スルコトトサレタイル」を「処理スルコトトサレタル」に改め、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条第一号中「都道府県」の下に「又ハ地方自治法第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市」を加え、「処理スルコトトサレテイル」を「処理スルコトトサレタル」に改め、同条第二号中「処理スルコトトサレテイル」を「処理スルコトトサレタル」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第四十三条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項第一号中「又は国土交通大臣の所管に属する事業（政令で定めるものに限る。以下この号及び第五号において同じ。）」を削り、「又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他」を「とその他」に、「財務大臣又は国土交通大臣」を「財務大臣」に改め、同項第五号中「又は国土交通大臣の所管に属する事業」を削り、「財務大臣又は国土交通大臣」を「財務大臣」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第四十四条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の見出し中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第一項中「第六十二条、第七十条第三号」を「第七十条第三号（使用料金の変更に係る部分に限る。）」に、「除く。）」を「除く。以下この項において同じ。）、前章」に、「の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が」を「は、第四章に規定する権限にあつては政令で定めるところにより都道府県知事が、前章及び同条に規定する権限に属する事務にあつては政令で定めるところにより都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。第九十条第一項及び第二項において同じ。）が、それぞれその一部を」に改める。

第九十条第一項中「地方運輸局長は、」を「地方運輸局長が」に、「又は」を「若しくは」に、「ときは」を「とき、又は都道府県知事若しくは市町村長がその権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「取消しの処分」の下に「又は都道府県知事若しくは市町村長の権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若しくは登録の取消しの処分」を加える。

第九十五条の四中「、第六十二条」を削り、「（第九十二条」を「（同条」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第四十五条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第一項中「同項第二号から第七号まで」を「同項各号」に改め、「都市計画（」の下に「同項第一号に掲げる都市計画にあつては一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域に係るものを除き、同項第五号に掲げる都市計画にあつては」を加え、同条第二項中「おける」の下に「第六条の二第三項及び」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　指定都市の区域における第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「都道府県」とあるのは、「都道府県若しくは指定都市」とする。

第八十七条の二第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項の規定により読み替えて」を「第四項の規定により読み替えて」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　指定都市（その区域の内外にわたり都市計画区域が指定されているものを除く。）に対する第十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「ものとする」とあるのは、「ことができる」とする。

（国土利用計画法の一部改正）

第四十六条　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第四十一条」を「第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十二条から第二十七条の九まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十五条、第四十一条」に、「第十二条から第十九条まで、第二十二条から第二十七条の九まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十五条、第三十九条」を「第十二条から第十九条まで、第二十二条から第二十七条の九まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十五条、第三十九条」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第四十七条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「（都道府県が処理する事務）」に改め、同条第一項中「権限」の下に「に属する事務の一部」を加え、「地方運輸局長に委任する」を「都道府県知事が行うこととする」に改め、同条第二項を削る。

第八章　環境省関係

（土壌汚染対策法の一部改正）

第四十八条　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次項」を「第三項」に改め、「環境大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

第四条第二項中「環境大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第二十九条中「土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下この章において「土壌汚染状況調査等」という。）」を「土壌汚染状況調査等」に改める。

第三十一条中「環境大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第三十五条中「環境大臣」を「その指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下この章において「環境大臣等」という。）」に改める。